

—— 日本防菌防黴学会会則 ——

第1章 総 則

(名称)

第1条 本学会は日本防菌防黴学会と称する。

(事務所)

第2条 本学会の事務所を大阪市西区西本町1丁目13番38号(新興産ビル)内に置く。

- 2 事務連絡遂行のため必要の地に理事会の議を経て支部または事務分室を置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本学会は、衣食住に関連する微生物およびそれに由来する物質を制御し、生活環境および生産環境の向上を図るため、専門領域の異なる研究者、技術者の交流・情報提供により総合研究体制を確立し、科学・技術の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は前条の目的達成のため、つぎの事業を行う。

- (1) 会誌および図書の刊行
- (2) 学術集会、学術講演会、シンポジウムおよび研究部会等の開催
- (3) 情報交換
- (4) 研究の奨励および研究業績等の表彰
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(構成員)

第5条 本学会の会員はつぎのとおりとする。

- (1) 正会員 本学会の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 学生会員 本学会の目的に賛同して入会した大学院、大学およびそれらに準ずる学校の学生
- (3) 賛助会員 本学会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した法人
- (4) 維持会員 本学会の目的に賛同して入会し、事業を賛助するとともに財政的維持に協力する法人
- (5) 名誉会員 防菌防黴領域の学術に関し功績顕著である者、または本学会の目的達成に貢献した者のうち、理事会が推薦し

総会の承認を得た者

- (6) 終身会員 満60歳以上で、年会費の10年分を一括全納した者

(会員資格の取得)

第6条 会員として入会を希望する者は所定の申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本学会の会費はつぎのとおりとする。

- (1) 正会員 年額9,500円
- (2) 学生会員 年額3,000円
- (3) 賛助会員 年額35,000円/口1口以上
- (4) 維持会員 年額60,000円/口1口以上
- (5) 終身会員 95,000円

2 名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 会費は前納とし、既納の会費はいかなる場合も返還しない。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。ただし、未納会費は納入するものとする。

(除名)

第9条 会員がつぎの各号の1つに該当するときは、総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) 本学会の名誉を著しく傷つけ、または本学会の目的に反する行為があったとき。
- (2) 会費を1年以上滞納したとき。

第4章 役員、評議員、顧問、参与および職員

(役員)

第10条 本学会につぎの役員を置く。

- (1) 理事10名以上15名以内
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。

(役員を選出)

第11条 理事は評議員の互選により決め、監事は正会員の投票により全会員の中から選出する。

2 会長および副会長は理事の互選により決める。

第12条 理事は本学会の会務を審議決定し、執行する。

2 会長は本学会を代表し、総会、評議員会および理事会の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

(監事の職務)

第13条 監事は本学会の財産ならびに会務の執行状況を監査する。

(評議員)

第14条 本学会に130名以内の評議員を置く。

- 2 評議員は正会員、賛助会員および維持会員の投票により、正会員の中から選出する。

(評議員の職務)

第15条 評議員は本学会の業務に関する重要事項について会長に意見を具申し、会長の諮問に答える。

(役員と評議員の任期)

第16条 役員および評議員の任期は2か年とし、第27条に定める事業・会計年度とは別に、6月1日に始まり、翌々年の5月31日に終わる。

- 2 役員の再任は、原則として連続して3期までとする。ただし、理事会が認めた場合にはこの制限を適用外とし、さらに連続して再任を妨げない。

(名誉会長、顧問、参与)

第17条 会長は、会務運営に関し意見を求めるため、理事会が推薦し総会の承認を経て、名誉会長を置くことができる。

- 2 理事会の議を経て、顧問および参与若干名を置くことができる。
- 3 名誉会長、顧問および参与規定は別に定める。

(事務局、職員)

第18条 本学会の事務を処理するため事務局を置き、必要な職員を置く。

- 2 事務局および職員に関する事項は理事会の合意を得て会長が決定する。

第5章 会 議

(会議名称)

第19条 会議は、総会、評議員会および理事会とし、総会は通常総会、臨時総会とする。

(総会の開催)

第20条 通常総会は原則として、当該事業年度終了後60日以内に開催する。

- 2 臨時総会はつぎの場合に会長が招集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事会または評議員会が必要と認めたとき
 - (3) 5分の1以上の会員が審議事項を示した書面をもって会長に請求したとき
 - (4) 監事が職務上必要と認めたとき

- 3 会長は総会開催日の15日以前に審議事項、日時、場所を示した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決)

第21条 つぎの諸事項については総会の議決を必要とする。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画
- (3) 収支予算および決算
- (4) 会則で規定する事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

- 2 総会は会員の5分の1以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事録には議長および議長指名の出席会員2名が署名捺印の上これを保存する。

(理事会および評議員会の開催と議決)

第23条 理事会および評議員会はそれぞれ会長または理事会が必要と認めたとき会長が招集し、3分の2以上の出席により成立する。ただし、当該議事につき、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。それぞれの会議の議事は出席理事あるいは評議員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。

第6章 財産および会計

(財産)

第24条 本学会の財産はつぎのとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

- 2 本学会の経費は財産をもってこれに充てる。

(監査)

第25条 会長は毎事業年度終了後、総会までに事業報告書、収支明細書および次期予算書を作成後監事の監査を経て総会に報告し、その承認を求めなければならない。

第7章 解 散

(解散)

第26条 本学会は総会の議決により解散することができる。

- 2 本学会の残余財産の処分は総会の議を経て行わなければならない。
- 3 本学会の清算人は会長とする。ただし、総会の議決により別に清算人を選出することができる。

第8章 補 則

(事業および会計年度)

第27条 本学会の事業年度および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営細則)

第28条 本学会の運営を行うために、日本防菌防黴学会運営細則を設ける。運営細則の改廃は評議員会の議を経て行う。また必要に応じて個々の事項に関する規定等を設けることができる。規定等の制定および改廃等についての必要な事項は、別に定める。

付則1 (施行期日)

1. この会則は、平成17年度から施行する。
2. この会則を施行するために必要な準備手続きは、前項の期日よりも前に行うことができる。

付則2 (役員の再任制限)

1. 第16条2に規定する役員の再任制限は、平成17年度の任命を開始期として適用する。

付則3 (制定および改正)

1. 昭和50年5月23日制定
2. 昭和52年5月27日改正
3. 昭和55年5月20日改正
4. 昭和56年5月22日改正
5. 昭和60年5月24日改正
6. 平成元年5月22日改正
7. 平成3年5月30日改正
8. 平成4年5月17日改正
9. 平成6年5月30日改正
10. 平成9年5月28日改正
11. 平成10年5月26日改正
12. 平成11年5月24日改正
13. 平成12年5月24日改正
14. 平成16年5月26日改正
15. 平成22年5月26日改正
16. 平成28年5月20日改正
17. 平成30年5月24日改正
18. 令和5年5月19日改正

—— 日本防菌防黴学会運営細則 ——

(令和5年5月19日改訂)

第1章 会員および会費納入

第1条 正会員、学生会員、賛助会員、維持会員の入会を承認したときは、本学会から会員番号とともにその旨を通知する。

途中入会であっても、当該年度(4月1日～翌3月31日)の会費全額を納入するものとする。ただし、1月以降申込み分については、本人の申し出がないかぎり、翌年度の会費とする。

なお、会費は学会誌巻末の郵便振替用紙に会員番号を記入して、納入するものとする。

第2条 会員は退会の申し出がないかぎり、継続して、年度始めに会費を納入するものとする。

第3条 賛助および維持会員である団体は、学会誌送付先担当者または住所を変更したとき直ちにその旨を届出なければならない。

第4条 会員が住所、勤務先等を変更した場合、あるいは名義変更を行う場合は学会誌巻末の異動連絡届けまたは名義変更届けにて届出なければならない。

第5条 会員は、「日本防菌防黴学会誌」の配布を受けるほか、本学会の発行するその他の出版物の優先的頒布を受けることができる。なお、途中入会した会員にはその年の会誌のうち、4月号より在庫分のみを配布する。

第6条 正会員および学生会員は学術集会で報告を行い、原著論文を「日本防菌防黴学会誌」および「Journal of Microorganism Control」に筆頭著者として投稿することができる。

第7条 賛助会員および維持会員の構成員は、学術集会で報告を行うことができる。

第8条 個人会員および法人会員の構成員は、本学会の行う各種の行事に参加することができる。

第9条 名誉会員については、別に名誉会員規定を定める。

第2章 役員および評議員の選出

第10条 役員および評議員の選出のために、役員等選挙管理委員会及び役員等候補者推薦委員会を設置する。

第11条 役員および評議員の選出については、別に役員等選挙実施規定を定める。

第3章 理事会

- 第12条 理事会は、原則として年4回開催するものとする。
- 第13条 理事会は、会長、副会長、理事、および監事の内の指定されたもの1名により構成する。監事は議事の監査を行うとともに、意見を述べることができる。
- (2) 会長は必要に応じて構成員以外のものを理事会に召集し、意見を求めることができる。
- 第14条 会長は会務の定常的な運営に関する事項については、文書により審議し、その結果をもって理事会の議決とすることができる。
- 第15条 理事は下記の会務を分担する。
1. 庶務
 2. 財務
 3. 各種委員会
- (2) 会務分担についての必要な事項は、別に会務分担規定を定める。

第4章 評議員会

- 第16条 会長は、必要に応じて文書による評議員会を開催することができる。

第5章 議事録

- 第17条 総会以外の会議の議事録は、会長が署名捺印の上、これを事務局に保存する。

第6章 会誌

- 第18条 学会誌として和文誌「日本防菌防黴学会誌」および英文誌「Journal of Microorganism Control」を発行する。
- 第19条 「日本防菌防黴学会誌」は原則として毎月発行し、防菌防黴に関する和文で書かれた報文等を掲載するほか、本学会記事、会務報告その他編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。
- 第20条 「Journal of Microorganism Control」は原則として年4回発行し、原著論文等を掲載する。
- 第21条 会員は、「日本防菌防黴学会誌」の配布を受ける。「日本防菌防黴学会誌」以外に「Journal of Microorganism Control」の購読を希望する会員は、会費に加え購読料として別途年額4,000円を納入する。
- 第22条 会員以外のものの会誌の購読料は、理事会で定める。
- 第23条 会費または購読料を1年以上滞納した場合に

は、会誌の配布または送付を停止する。

第7章 年次大会

- 第24条 年次大会については、別に年次大会規定を定めるものとする。

第8章 表彰

- 第25条 本学会の賞のうち、学会賞、研究奨励賞、技術開発賞及び論文賞は、授賞規定を定める。功労賞及び学術貢献賞は、別に規定を定める。
- 付則1 この運営細則は、平成17年度から実施する。

1. 諸規定

規約管理規定

- 第1条 本規定は、日本防菌防黴学会（以下「本学会」という）の規約の体系とその制定、改廃及び公示、その他の必要な事項について定め、もって規約を的確に管理することにより、本学会の事業の合理的な運営を図ることを目的とする。
- 第2条 本学会は、会則、運営細則、規定、規則等（以下総称して「規約」という）を制定する。規約とは、本学会事業の管理及び運営に関する手続及び方法を明確にし、具体的に成文化したものをいう。
- 第3条 規約の体系は、原則として次の各号のとおりとする。
- (1) 会則：本学会の管理運営上基本となる重要事項を定めたもの
 - (2) 運営細則：会則に基づき、本学会の管理運営実務上の基本的な事項を定めたもの
 - (3) 規定：会則、運営細則、または法令等に基づき、本学会の管理運営実務上の重要な事項を定めたもの
 - (4) 規則：規定に準ずる定め、又は本学会が設置する各委員会及び事務局等の運営に関する事項を定めたもの
 - (5) その他：各委員会又は事務局等の運営の必要により定めた内規又は申し合わせ
- 第4条 規約の制定及び改廃は、理事会が必要に応じて関連委員会等と協議の上、起案するものとする。
2. 規約の制定及び改廃の決定は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 第3条第1号については、総会の議決を経るものとする。

- (2) 第3条2号については、評議員会の議決を経るものとする。
- (3) 第3条第3号及び第4号については、原則として理事会の議決とし、必要に応じて理事会は各委員会等に委任することができる。
- (4) 第3条第5号は、各委員会が決定する。各委員長は、決定事項を理事会に報告しなければならない。

- 第5条 制定及び改廃された規約は、会長が公示し、庶務担当理事はすみやかに関係者に周知するものとする。規約の施行日は、それぞれ附則に定めるものとする。
- 第6条 公示された規約は、必要に応じ規約集に収録するものとする。
- 第7条 本学会会員は、本学会の運営方針に則り、規約を遵守しなければならない
- 付 則 この規定は平成17年度から施行する。

会務分担規定

- 第1条 本規定は、日本防菌防黴学会運営細則第15条第2項および同第17条により定められた理事の会務分担および委員会の運営について定めるものとする。
- 第2条 庶務担当理事は次の会務を分担する。
1. 会員に関する事項
 2. 総会等会議に関する事項
 3. 議案及び報告に関する書類の送付
 4. 記録の整理及び保管
 5. 学会誌等刊行物の配布
 6. 文書の発受及び保管
 7. 外部との折衝
 8. 登記に関する事項
 9. 表彰に関する件
 10. 職員の福利、厚生に関する事項
 11. 図書・雑誌の整理及び保管
 12. その他
- 第3条 財務担当理事は次の会務を分担する。
1. 会費および購読料等の徴収
 2. 事業収入の管理
 3. 現金の出納及び保管
 4. 物品の購入及び処分に関する事項
 5. 会計帳簿及び証書類の整備
 6. 予算及び決算に関する事項
 7. その他
- 第4条 各種委員会は次の会務を分担する。

1. 編集委員会
 - ①会誌及び図書の刊行
 - ②投稿規定及び執筆要項に関する事項
 - ③原稿の整理及び保管
 - ④その他
2. 企画委員会
 - ①学術講演会、シンポジウム及び研究部会に関する事項
 - ②その他
3. 広報委員会
 - ①会員拡充に関する事項
 - ②学会活動の広報及び情報管理に関する事項
 - ③その他
4. 国際対応委員会
 - ①国際化推進に関する事項
 - ②その他
5. 組織拡充委員会
 - ①将来計画及び新規学会活動に関する事項
 - ②その他
6. 財政問題専門委員会
 - ①収入の確保に関する事項
 - ②その他
7. 教育委員会
 - ①人材育成に関する事項
 - ②カリキュラムに関する事項
 - ③その他
8. 大会委員会
 - ①年次大会に関する事項
 - ②その他
9. 受賞候補者選考委員会
 - ①学会賞、研究奨励賞、技術開発賞、論文賞の選考に関する事項
 - ②その他
10. 役員及び評議員選挙管理委員会
 - ①役員及び評議員候補者選出に関する事項
 - ②その他
11. 役員及び評議員候補者推薦委員会
 - ①役員及び評議員候補者推薦に関する事項
 - ②その他
12. 会長の諮問委員会
 - ①第4条に規定する各種委員会所掌事項以外の事項

付 則 この規定は、平成17年度から施行する。

役員等選挙実施規定

(平成16年5月26日制定)

第1章 総 則

- 第1条 役員等選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）は、理事の互選により選出された3名の委員で構成する。管理委員会は、選挙全般の管理を行なう。
- 第2条 役員等候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）は、前条の管理委員会委員を除いた理事の互選により選出された3名から5名の委員で構成する。
- 第3条 全ての投票は、郵送又は、電子メールによるものとする。
- 第4条 管理委員会は監事の立会のもとに開票を行い、結果を会長及び推薦委員会に報告するとともに日本防菌防黴学会誌に公表しなければならない。

第2章 評議員の選出

- 第5条 評議員の選出は、会則第19条に定めにより下記のとおり行なう。
- (1) 評議員の投票有資格者は正会員、賛助会員及び維持会員とする。
 - (2) 評議員の選出数の9/10未満の候補者が、推薦委員会から管理委員会に推薦され、有効投票の過半数の信任投票により選出される。推薦委員会は、専門領域、地域、本学会への貢献等を勘案し、正会員の中から候補者を管理委員会に推薦する。
 - (3) 評議員の選出数の1/10未満の候補者が前号を除いた正会員すべてを被選出対象とした投票により選出される。有効投票数の1/10以上の得票者のうち、選出数を超えない範囲で当選者とする。

第3章 監事の選出

- 第6条 監事の選出に当たっては、正会員を投票有資格者とする。推薦委員会により推薦された候補者について信任投票を行ない、有効投票の過半数の信任投票により選出される。

第4章 理事の選出

- 第7条 理事の選出は、次の各号に示した方法で評議員当選者の互選により行なう。
- (1) 推薦委員会が、理事定数10～15名のうち7～

12名以内を理事候補者として、管理委員会に推薦して信任投票を行い、有効投票の過半数の信任を得た者。

- (2) 前号の理事候補者を除いた評議員当選者を被選挙権者とし、3名以内の連記投票により有効投票数の1/5以上の得票を得、かつ得票順3位以内の者。

第5章 会長及び副会長の選出

- 第8条 会長および副会長の選出に当たっては、推薦委員会は理事当選者の中から会長および副会長候補者を選出して管理委員会に推薦する。管理委員会は推薦された候補者についての信任投票を理事当選者で実施する。信任投票は有効投票の過半数をもって信任とみなす。
- 第9条 会長および副会長の投票で信任の得られなかった場合、あるいは理事および評議員選挙の当選者が著しく少なかった場合には理事会が対策を検討する。
- 付則1 この規定は平成16年度から施行する。但し、第1条及び第2条に規定する理事の互選については、初回は常任理事の互選とする。
- 付則2 平成28年5月20日改正

名誉会員規定

- 第1条 会則5条5に基づき本学会に名誉会員を設ける。
- 第2条 本学会は、理事会が推薦し、総会の承認を得た会員を名誉会員とすることができる。
- 第3条 名誉会員は終身とし、正会員の資格を有するものとする。
- 第4条 名誉会員は年会費、本学会が主催する各行事の参加費および各行事に付設して行われる懇親会の参加費を免除される。
- 第5条 名誉会員は「Journal of Microorganism Control」の無料配布を受ける。

名誉会長規定

- 第1条 会則第17条3に基づき本学会に名誉会長を設ける。
- 第2条 本学会は、理事会が推薦し、総会の承認を得た会長経験者を名誉会長とすることができる。
- 第3条 名誉会長は終身とする。
- 第4条 名誉会長は、名誉会員推薦基準に規定する資格の有無に関わりなく、名誉会員とする。
- 第5条 名誉会長は、会長の諮問に応じて助言し、又会

長の求めに応じて評議員会、各役員会に出席して意見を述べることができる。

顧問規定

- 第1条 会則第17条3に基づき、本学会に顧問を置く。
2. 本学会は、理事会の議を経て満65歳以上の会長経験者の中から顧問を選任することができる。
- 第2条 顧問は会長の諮問に応じて助言し、又会長の求めに応じて評議員会、各役員会及び各委員会に出席して意見を述べるができる。
- 第3条 顧問の任期は2か年とし、6月1日に始まり、翌々年の5月31日に終わる。但し、再任を妨げない。
- 第4条 顧問は本学会が主催する各行事の参加費および各行事に付設して行われる懇親会の会費を免除される。

参与規定

- 第1条 会則第17条3に基づき本学会に参与を置く。
- 第2条 本学会は理事会の議を経て、防菌防黴分野の学術又は本学会の運営に功績のあった会員を参与とすることができる。
- 第3条 参与は会長の諮問に応じて助言し、委員会などの活動を支援し、又会長の求めに応じて評議員会及び理事会に出席して意見を述べるができる。
- 第4条 参与の任期は2か年とし、6月1日に始まり、翌々年の5月31日に終わる。但し、再任を妨げない。

委員会規定

- 第1条 日本防菌防黴学会に設置される委員会は原則として、本規定によるものとする。
- 第2条 委員会の設置は、理事会において決定する。
- 第3条 委員会は、委員長及び若干の委員をもって構成し、必要に応じて副委員長をおくことができる。
- 第4条 委員長、副委員長及び委員は理事会の推薦を受けて、会長が委嘱する。但し、年次大会及び受賞候補者選考委員会の委員長、副委員長及び委員については別に定める当該規定による。
- 第5条 委員長は会長の求めに応じて理事会に出席し、当該委員会の所轄事項について審議に加わることができる。
- 第6条 委員に欠員を生じた場合は補充の選出を行うことができる。補充による委員の任期は前任者の

残任期間とする。

- 第7条 委員の任期は、原則として2か年とし、6月1日に始まり、翌々年の5月31日に終わる。但し、再任を妨げない。
- 第8条 委員はその任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。
- 付則1 この規定は、平成17年度から施行する。

年次大会規定

- 第1条 会則第4条に基づき、本学会会員の研究成果発表の場として年次大会を開催する。年次大会は公募による一般講演及び大会委員会が企画するものにより構成される。
- 第2条 一般講演の演者は原則として会員とする。但し、共同演者に会員が含まれば非会員も演者となりうる。
- 第3条 年次大会は、原則として通常総会に併せて開催する。
- 第4条 年次大会の実行に当たっては、大会委員会を設置するものとする。大会委員会は大会委員長と若干名の大会委員をもって構成し、必要に応じて大会副委員長をおくことができる。
- 第5条 大会委員長は、理事会で決定し、会長が委嘱する。委員長の決定は、当該年次大会の2年前の大会までに行う。
- 第6条 大会副委員長及び大会委員は大会委員長の意向を受けて理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 第7条 大会委員長は理事会に出席して、年次大会に関する議事の審議に加わることができる。
- 第8条 大会委員の任期は、理事会の委嘱当日から当該年次大会の終了後必要な残務整理を行って解散するまでとする。
- 第9条 大会委員に欠損を生じた場合は補充の選出を行うことができる。補充による大会委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 付則1 この規定は、平成17年度から施行する。
- 付則2 この規定は、平成18年度から施行する。

授賞規定

- 第1条 日本防菌防黴学会会則第4条第4項に基づき本学会に以下の賞を設ける。
- (1) 学会賞
 - (2) 研究賞
 - (3) 研究奨励賞
 - (4) 技術開発賞

- (5) 論文賞
- 第2条 受賞候補者の選考は受賞候補者選考委員会（以下選考委員会と称す）において行い、選考結果を会長に報告する。
- 2 会長は選考委員会から報告を受けた候補者を理事会に付議し、その承認を得て受賞者を決定する。
- 3 授賞は総会において行う。
- 第3条 第1条第1号の学会賞は、防菌防黴分野において多年に渡り優れた研究業績をあげた正会員に授与する。受賞者には、賞状及び副賞を授与する。
- 第4条 第1条第2号の研究賞は、防菌防黴分野における、優れた研究業績をあげた正会員に授与する。受賞者には賞状及び副賞を授与する。
- 第5条 第1条第3号の研究奨励賞は、防菌防黴分野における将来性豊かな、優れた研究業績をあげた正・学生会員に授与する。受賞者は受賞年度末において46歳未満であり、かつその対象業績の主なもの本学会誌に発表されたものとする。受賞者には、賞状及び副賞を授与する。
- 第6条 第1条第4号の技術開発賞は、防菌防黴分野における応用技術の開発に優れた研究業績をあげた正・学生会員又は正・学生会員を含むグループに授与する。その業績は実用的価値のあることを要し、本学会誌に発表されたものとする。受賞者には、賞状及び副賞を授与する。
- 第7条 第1条第5号の論文賞は、和文誌「日本防菌防黴学会誌」及び英文誌「Journal of Microorganism Control」に掲載された原著論文、短報の中から、前年に発表された優れた論文に授与する。賞状及び副賞は、筆頭著者に授与する。但し、筆頭著者は正・学生会員とする。
- 第8条 第1条第1号、第2号、第3号及び第4号の対象者は、正会員の推薦による。
- 第9条 第1条第5号の対象論文は、編集委員会の推薦による。
- 第10条 第8条の推薦締切は当該年度の8月末日とする。
- 第11条 第8条の推薦者は推薦理由書並びに受賞対象業績題目を学会事務局に提出し、受賞候補対象者は、学会の申請手続要領に従って下記の書類を事務局宛提出する。
- (1) 受賞候補対象者の履歴書、但し技術開発賞のグループの場合は代表者のみ
- (2) 業績目録

- (3) 受賞候補対象業績題目・業績概要
- (4) 学会賞、研究賞及び研究奨励賞の場合は受賞候補対象論文の別刷
- (5) 技術開発賞の場合は業績に係る論文の別刷その他参考資料

- 第12条 第9条の論文賞で、編集委員会は推薦理由書並びに受賞候補対象論文名を学会事務局に提出し、受賞候補対象者は、学会の申請手続要領に従って、履歴書及び受賞候補対象論文を事務局宛提出するものとする。
- 第13条 賞に関わる諸費用は、基金及び寄付金を以って充てる。
- 付則1 この規定は、令和元年7月12日から施行する。

受賞候補者選考委員会規定

- 第1条 受賞候補者選考委員会（以下選考委員会と称す）の定数は5名以内とする。但し、技術開発賞及び論文賞受賞候補者の選考については若干の専門委員を委嘱し、意見を求めることができる。
- 第2条 選考委員は利益相反が発生する場合は、予め選定しておいた選考予備委員と交代することを原則とする。
- 第3条 選考委員会の定足数は3分の2以上とする。但し、選考に関し意見を表明した委員は出席とみなす。
- 第4条 選考委員会委員は当該年度毎に理事会において評議員の内から選出する。委員の再任は妨げないが、原則として連続して3期を超えて重任はできない。
- 第5条 選考委員会に委員長及び副委員長をおのおの1名置き、理事会の推薦を受けて会長が委嘱する。任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第6条 選考委員会は受賞候補対象者の業績について審議を行い、審議結果に基づき受賞候補者を決定する。
- 第7条 委員長は選考結果に選考経過を付し、会長に報告する。
- 付則1 この規定は、平成17年度から施行する。

功労賞規定

- 第1条 日本防菌防黴学会に功労賞を設ける。
- 第2条 功労賞は本学会の運営発展に特に功労のあった会員に授与することができる。受賞者には、賞状、副賞を授与する。

- 第3条 功労賞受賞候補者の推薦は、3名以上の理事の連名の文書によるものとする。
- 第4条 理事会は推薦された候補者の中から受賞者を選び、会長が決定する。
- 第5条 本賞に要する費用は基金をもって当てる。
- 第6条 物故会員の場合は、第3条、第4条の規定にかかわらず、会長が決定することができる。
- 付則1 この規定は、平成17年度から施行する。

学術貢献賞規定

- 第1条 日本防菌防黴学会（以下本学会）に学術貢献賞を設ける。
- 第2条 学術貢献賞は、本学会の学術及び運営の双方にわたって貢献した会員に授与する。受賞者には、賞状及び副賞を授与する。
- 第3条 受賞候補者は、原則として本学会会務分担規定第4条に定める各種委員会の委員の中から受賞選考委員会が推薦し、受賞者は、理事会の議を経て会長が決定する。
- 第4条 授賞は総会においておこなう。
- 第5条 本賞に要する費用は、基金及び寄付金をもって充てる。
- 付則1 この規定は平成18年度より実施する。

講師謝礼及び旅費等支給規定

1. 講師謝礼
本会は、シンポジウム等に講演を依頼した講師への謝金は、会員、非会員いずれにも支給する。支給額は講演時間にかかわらず原則として一律とし、会員は10,000円、非会員は20,000円とする。ただし、年次大会における講演の謝金は、会員には支給しない。
2. 交通運賃
本会は、理事会が公式に認める各種委員会の出席者及びシンポジウム等の依頼講師に対し、交通費を支給する。ただし、年次大会における会員の講師には支給しない。
3. 日当
支給しない。
4. 宿泊費
本会は、2.の交通運賃に加え会議及び講演などのために宿泊を要すると認められた場合は、一泊当たり10,000円を限度として宿泊費を支給することができる。

研究部会規定

- 第1条 会則第4条に基づき、本学会に関連する分野の学術、産業並びに社会の発展を目的として研究部会を設けることができる。研究部会を設ける場合はこの規定に従うものとする。
- 第2条 研究部会は企画委員会の所轄とする。企画委員会は研究部会の指導助言を行う。
- 第3条 研究部会の設立は、企画委員会及び理事会の議を経て総会の承認を得なければならない。
- 第4条 研究部会は各部会の目的に賛同する本学会会員で構成する。但し、必要に応じて本学会会員以外を加入させることができる。
- 第5条 研究部会に部会長1名及び運営委員若干名を置く。
2 部会長は、部会の意に基づき選出し、企画委員会及び理事会の議を経て決定する。
3 運営委員は部会員の互選により選する。
4 部会長及び運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第6条 研究部会の運営を円滑に行うため運営委員会を置く。
2 運営委員会は部会長及び運営委員をもって構成し、部会長が議長となる。
3 運営委員会は例会ごと開催し、必要に応じて臨時委員会を開催する。
- 第7条 研究部会の運営は別に定める研究部会運営要領に基づくものとする。
- 第8条 研究部会の経費は、研究部会からの部会費をもって充てる。
- 第9条 研究部会の会計は、本学会事務局が一般会計で処理する。
- 第10条 研究部会の解散あるいは休会は理事会の議を経るものとする。
- 付則1 各研究部会は必要に応じて、規則、内規等を定めることができる。

女性研究者の会規定

- 第1条 本会は、日本防菌防黴学会女性研究者の会と称する。
- 第2条 本会は、日本防菌防黴学会女性会員の交流と研究支援をはかるとともに、防菌防黴分野の発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は、目的に賛同する本学会会員の女性で構成する。
- 第4条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学術講演会及び懇親会の開催
2. その他本会の目的を達成するための活動
- 第5条 本会に代表1名、副代表1名、及び運営委員若干名を置く。
- (2) 代表は構成員の互選により選出し、理事会の議を経て決定する。
- (3) 副代表及び運営委員は構成会員の互選により選出し、理事会の議を経て決定する。
- (4) 代表、副代表、及び運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第6条 本会の運営を円滑に行うため運営委員会を置く。
- (2) 運営委員会は代表、副代表、及び運営委員をもって構成し、代表が議長となる。
- 第7条 本会の経費は、原則として会費および学会からの補助をもって充てる。
- 第8条 本会の会計及び事務処理は運営委員会で行い、会計については年度末に一般会計で処理する。
- 第9条 本会の解散あるいは休会は理事会の議を経るものとする。

終身会員規定

- 第1条 会則第5条第6項に基づき本学会に終身会員を設ける。
- 第2条 本学会は、当該年度の4月1日現在において満60歳以上で、年会費の10年分を一括全納した者を終身会員とすることができる。
- 第3条 終身会員は、正会員の資格を有するものとする。

推薦課題選考委員会規定

- 第1条 他団体からの研究課題推薦依頼に対処するため、本学会に推薦課題選考委員会（以下選考委員会）を設ける。
- 第2条 選考委員会は、書面審議に代えることができる。
- 第3条 選考委員会委員は6名以内とし、広報・編集両委員会の意を受け、理事会の議を経て会長が決定する。なお、選考委員会委員長は、理事会の推薦を受けて会長が委嘱する。
- 第4条 選考委員会は、応募のあった研究課題の中から、推薦に値する課題を決定し、会長に報告するとともに、当該団体へ提出するものとする。
- 第5条 会長は、選考結果を理事会に報告する。
- 付則1 この規定は、平成17年度から施行する。

支部規定

- 第1条 本規定は、会則第2条(2)に基づき支部を設ける

- 場合の実施に関する詳細を定めるものである。
- 第2条 支部を設立する場合には、支部発起人会を設け、支部長及び支部幹事予定者名簿、支部内規とともに、支部設立申請書を会長に提出するものとする。
- 2 支部設立は理事会の審議を経て総会の承認を要するものとする。
- 第3条 前条の支部内規の制定は理事会の承認を受けるものとする。支部内規の改廃についても理事会の承認を得るものとする。
- 第4条 支部に次の役員を置く。
- 支部長 1名
支部幹事 若干名
- 第5条 支部役員は、支部総会において支部会員の互選により選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第6条 支部役員の任期は2か年とし、6月1日に始まり、翌々年の5月31日に終わる。但し、再任は妨げない。
- 2 支部役員はその任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。
- 3 支部役員に欠損が生じたときはこれを補充することができる。補充による支部役員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 補充による支部役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 第7条 支部長は支部を代表し、支部を総理する。
- 第8条 支部幹事は支部長を補佐し、支部の業務を処理する。
- 2 支部幹事のうちから、庶務担当及び会計担当幹事を選任する。
- 3 庶務幹事は支部の庶務関連事項を掌理する。
- 4 会計幹事は支部会計を掌理し、現金の出納、保管、物品の購入、会計帳簿及び証書類の整理を行う。
- 第9条 支部会計は学会本部からの支部交付金及びその他の収入をもって当てる。
- 2 支部は年度初めに立案した予算に従って経理を行い、毎年3月末日までに、その年度の収支決算書及び翌年度の収支予算書案を会長に提出するものとする。
- 3 支部は支部総会の議決により、総会の承認を経てその他の収入として支部会費を徴収できるものとする。
- 4 支部交付金は基礎額（当該地区の年度初めの正

会員数に本学会正会員費の1/10を乗じた額)を基本とし、必要に応じて追加交付金を支給できるものとする。

- 5 追加交付金を支給する場合は、理事会の審議を経て総会の承認の必要を要するものとする。
- 6 事業にともなう講師謝礼、交通費等は、本学会の謝礼・交通費規定によるものとする。
- 7 支部会計は独立会計とする。
- 8 支部会計処理については、支部会計処理要領に従うものとする。

第10条 支部は学術集会その他の事業を行うことができる。

- 2 支部は、年度初めに立案した事業計画に従って会務を行い、毎年3月までにその年度の事業報告書を会長に提出するものとする。但し、年度開始前に事業計画案を会長に提出するものとする。

第11条 支部は毎年1回支部総会を開催しなければならない。又、支部会員の5分の1以上の請求があった場合は、必要に応じて臨時支部総会を開催することができる。

- 2 次の事項は支部総会の議を経なければならない。
支部事業計画案
支部収支予算案
支部役員の選出
支部内規の改廃
その他支部長が必要と認める事項

第12条 理事会は、支部が支障なく適切な運営を行えるよう指導・助言を行うものとする。

第13条 支部解散は支部総会の議決を経たのち、理事会の審議を経て総会の承認を要するものとする。

環境殺菌工学研究部会内規

第1条 本内規は、日本防菌防黴学会研究部会規定(以下「規定」という)に従って、環境殺菌工学研究部会の開催、活動等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 本研究部会は、規定に記された目的達成のため、年4回以上の定例研究会を行う。

第3条 本研究部会の部会員は、本学会の法人会員とする。

第4条 運営を円滑にするために、運営委員のうち1名を代表運営委員、1名を代表運営委員補佐とする。

第5条 本研究部会に指導委員若干名を置く。

第6条 指導委員は運営委員会の了解を得て、部会長が委嘱する。

第7条 指導委員は部会長、運営委員の諮問に応じて助言を行い、意見を述べることができる。

第8条 指導委員は部会長の依頼により研究部会に出席し、講義などの指導を受け持つこととする。

第9条 指導委員は学会発表、事例研究発表及び研究活動に則して部会員を指導するものとする。

第10条 規定及び内規に定める以外の事項については、運営委員会の了解を得て部会長が決定し、企画委員会の承認を得るものとする。

防菌防黴剤研究部会内規

第1条 本規約は、日本防菌防黴学会研究部会規定(以下「規定」という)に従って、防菌防黴剤研究部会の開催、活動等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 本研究部会は規定に記された目的を達成するため、年3回以上定例研究会を行う。

第3条 本研究部会の部会員は、団体会員(企業)と個人会員(官・学・財団・社団等の公的機関)とで構成する。

第4条 団体会員(企業)は2名まで登録できるものとする。

第5条 本研究部会に部会長及び運営委員若干名を置く。

第6条 部会長は運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

第7条 運営委員は部会員の互選により会長が委嘱する。

第8条 部会長及び運営委員の任期は2年とし、原則として最長2期とする。但し、期を隔てての再任は妨げない。

第9条 運営委員会は、方針、企画、実施等部会運営のすべてを行うものとするが、必要に応じて事務局の応援を求めることができる。

第10条 本研究部会の部会費(年会費)は、消費税を含めて次のとおりとする。

団体会員(企業)……………31,500円

個人会員(官・学・財団社団等の公的機関)

…………… 5,250円

第11条 部会費(年会費)徴収は、本学会会計年度(4月～翌3月)に準ずるものとする。

微生物制御システム研究部会内規

(設置)

第1条 本規約は、日本防菌防黴学会研究部会規定(以

下「規定」という)にしたがって、微生物制御システム研究部会(以下「部会」という)を置き、部会の開催、活動等について必要な事項を定める。

(学術活動)

第2条 本部会は、微生物制御システムに関する次の各号に掲げる学術事項について部会員に対する研究活動を行う。

- (1) 微生物制御システム研究部会の開催
- (2) 微生物制御システムに関するシンポジウムの開催
- (3) 微生物制御システムに関する講習会の開催
- (4) その他、微生物制御システムに関する研究活動

(部会員)

第3条 本研究部会の部会員は、本学会の会員(正、賛助、維持)で構成する。

(部会長、副部会長、運営委員)

第4条 本研究部会に部会長、副部会長及び運営委員若干名をおく。

第5条 部会長、副部会長は、運営委員の推薦により、学会長が委嘱する。

第6条 運営委員は、部会員の互選により選出し、学会長が委嘱する。

第7条 部会長、副部会長及び運営委員の任期は2年とし、原則として最長2期とする。ただし、期を隔てての再任は妨げない。

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、部会長、副部会長、運営委員から構成される。

第9条 運営委員会には、企画、シンポジウム、技術研究、学術、総務等の各担当委員をおき、部会運営に係わるすべてを協議し、決定及び実施するものとするが、必要に応じて事務局の応援を求めることができる。

(実行委員)

第10条 本研究部会に実行委員若干名をおくことができる。

第11条 実行委員は運営委員会の了解を得て、部会長が委嘱する。

第12条 実行委員は部会長、運営委員の諮問に応じて助言を行い、意見を述べることができる。

第13条 実行委員は部会長の依頼により研究部会に出席し、講義などの実地活動を受け持つこととする。

(部会費)

第14条 本研究部会の部会費(年会費)は、10,000円(消費税込み)とする。

第15条 部会費(年会費)の徴収は、本学会会計年度(4月～翌3月)に準ずるものとする。

第16条 規定及び本研究部会規約に定める以外の事項については、運営委員会の了承を得て部会長が決定し、企画委員会の承認を得るものとする。

付則1. 本規約は平成14年5月30日より施行する。

2. 食品微生物制御システム研究部会規約は、本規約の施行日をもって廃止する。

実空間衛生研究部会内規

第1条 本規約は、日本防菌防黴学会研究部会規定(以下「規定」という)に従って、実空間衛生研究部会の開催、活動等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 本研究部会の目的を以下に定める・実空間における微生物に対する化学物質の効果を検証する方法の設計指針の構築を通し、感染制御を始めとする社会・生活者の健全性向上に貢献することを目的とする。

第3条 本研究部会の役割を以下に定め、部会員は本役割を主体的、能動的に果たす責務を負うものとする・実空間における微生物に対する化学物質の効果を、科学的妥当性をもって検証できる方法の設計指針を構築し、日本防菌防黴学会の「指針」として発信することを目指すことを役割とする。

第4条 本研究部会は規定に記された目的を達成するために年6回を目安に研究部会を行う。

第5条 本研究部会の部会員は会員で構成する。

第6条 本研究部会には部会長、副部会長、運営委員、事務局を置き、運営委員会を組織して運営するものとする。副部会長は2名とし、学術界と産業界から各1名選任する。運営委員は若干名、事務局は1、2名とする。

愛7条 部会長は運営委員会の推薦により会長が委嘱する。

第8条 運営委員は部会員の互選により選出する。

第9条 部会長、副部会長、運営委員、事務局の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

第10条 本研究部会活動に必要な費用は原則、部会内で負担する。費用の負担額や徴収方法等は部会の活動計画に基づいて運営委員会にて決定

する。

- 第11条 規定および本研究部会規約に定める以外の事項については、運営委員会の了承を得て部長が決定し、企画委員会の了承を得ることとする。

功労賞受賞候補者推薦基準

功労賞受賞候補者は下記の基準により推薦する。

- 第1条 原則として受賞の年度末において満65歳以上とする。

- 第2条 現職の会長、副会長は除く。

- 第3条 次の1, 2の条件をともに満たす者。

- 1 理事（監事を含む）3期以上、評議員10期以上のいずれかを歴任したもの
- 2 各種委員会委員長2期又は委員通算5期以上歴任したもの

- 第4条 その他本学会の発展のため特に功労のあった者。

付 則 やむを得ぬ理由で、任期満了以前に退任した場合の任期の取り扱いは、次のとおりとする。

- 1 任期1年を越えて退任した場合は、1期（2年）とする。
- 2 任期半年以上1年未満で退任した場合は1/2期（1年）とする。
- 3 任期半年未満で退任した場合は、在任期間を加算しない。
- 4 第1項～第3項にかかわらず任期中死亡した場合は、1期（2年）在任したものとみなす。
- 5 この規定は、平成17年度から施行する。

名誉会員推薦基準

名誉会員候補者は下記の基準により推薦する。

- 第1条 原則としてその年度の総会当日において満70歳以上とする。

- 第2条 原則として会員歴20年以上を有し、本学会の名誉会員として真にふさわしいこと。

- 第3条 防菌防黴学分野の学術に関し功績顕著である者、又は本学会の目的達成に貢献したもの。